

世界中のすべての子どもたちのために

関連する主な人権課題：子ども

1 テーマの背景及び指導の観点

(1) 平成元（1989）年、国際連合総会で「児童の権利に関する条約」が採択されて以降、世界では、この条約の実現に向けて様々な取組が進められてきた。しかし、多くの子どもたちは、暴力や虐待、搾取、差別及び放置から身を守るための保護的環境にあるとはいえない。特に、最近の世界的な景気低迷により、多くの子どもたちは、より深刻な飢えや栄養不良、貧困の危機にさらされている。「国際連合ミレニアム宣言」が描き出した世界、すなわち、平和、公平、安全、環境の尊重及び共同責任の世界は、子どもたちにふさわしい世界である。このような子どもたちの最善の利益が、何よりも優先される世界をつくるためには、より一層の国際・国家レベルでの協働が求められている。

(2) 日本における子どもの人権の尊重については、日本国憲法をはじめ、「児童福祉法」や「児童憲章」、「教育基本法」などにおいて、その基本原理や理念が示されている。そして、それに基づき、様々な取組が進められてきたが、いじめをはじめ、「子どもの貧困」や教育格差など、子どもの人権にかかわる新たな課題も生じてきている。特に、いじめについては、児童生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生している。どんな理由であれ、児童生徒が自らの命を絶つということは、あってはならないことであり、大変深刻な状況にある。「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」ことを改めて認識し、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に努めることが求められている。

また、大人たちが、未来を担う子どもたち一人一人の人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し、自らの責任を果たしていくことが求められている。そして、子どもの人権の尊重及び保護に向け、社会全体が一体となって取り組んでいく必要がある。

(3) 指導に際しては、日本国憲法が保障する自由や平等など、基本的人権の基礎となる価値や概念についての理解を深めさせ、それに基づいて、国家と個人、個人と個人に関する問題を自ら考察できるようにさせることが大切である。また、お互いを思いやり、生命や人権を大切にしようとする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜びなどについて、様々な体験活動や交流を通して体得させることも重要である。

いじめについては、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を、生徒一人一人に徹底させることが必要である。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も、いじめる行為と同様に許されないことを理解させる。さらに、「いじめられる生徒にも問題がある」という考え方の誤りに気づかせることも大切である。

2 展開例（ケーススタディ）

(1) 学習のねらい

いじめ集団には、「被害者」「加害者」「観衆」「傍観者」という4つの立場があるとする「いじめの4層構造」を理解し、いじめをなくそうとする意欲や態度を身につける。

(2) 展開例

学 習 活 動	指 導 上 の 留 意 点
1 ケーススタディのイラストを参考に して、4層構造があることを確認する。	○ いじめ集団には、4つの立場があるこ とに気づかせる。
2 「被害者」の気持ちを考える。	○ いじめは絶対に許されないことであ り、人権侵害であることを理解させる。
3 自分の日常の言動は、どの立場にたっ ているのか考える。	○ 「観衆」や「傍観者」は、いじめを助 長したり、肯定したりしていることを理 解させる。
4 ふり返りを行う。	○ いじめをなくすため、自分にできるこ とから実践しようとする意欲や態度を 身につけさせる。

3 参考

「児童の権利に関する条約」について（抜粋）[文部事務次官通知 平成6(1994)年]

本条約は、世界の多くの児童（本条約の適用上は、児童は18歳未満のすべての者と定義されている。）が、今日なお貧困、飢餓などの困難な状況に置かれていることにかんがみ、世界的な視野から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものであります。本条約は、基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法、教育基本法並びに我が国が締約国となっている「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」等と軌を一にするものであります。したがって、本条約の発効により、教育関係について特に法令等の改正の必要はないところではありますが、もとより、児童の人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われなければならないことは極めて重要なことであり、本条約の発効を契機として、更に一層、教育の充実が図られていくことが肝要であります。このことについては、初等中等教育関係者のみならず、広く周知し、理解いただくことが大切であります。

□ 学校教育及び社会教育を通じ、広く国民の基本的人権尊重の精神が高められるようにするとともに、本条約の趣旨にかんがみ、児童が人格を持った一人の人間として尊重されなければならないことについて広く国民の理解が深められるよう、一層の努力が必要であること。この点、学校においては、本条約の趣旨を踏まえ、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、教育活動全体を通じて基本的人権尊重の精神の徹底を一層図っていくことが大切であること。また、もとより、学校において児童生徒等に権利及び義務をともに正しく理解をさせることは極めて重要であり、この点に関しても日本国憲法や教育基本法の精神にのっとり、教育活動全体を通じて指導すること。

□ 学校におけるいじめや校内暴力は児童生徒等の心身に重大な影響を及ぼす深刻な問題であり、本条約の趣旨を踏まえ、学校は、家庭や地域社会との緊密な連携の下に、真剣な取組の推進に努めること。また、学校においては、登校拒否及び高等学校中途退学の問題について十分な認識を持ち、一人一人の児童生徒等に対する理解を深め、その個性を尊重し、適切な指導が行えるよう一層の取組を行うこと。